## 議事2 令和3年度事業計画

令和元年度の事業結果から、令和2年度の事業を次のとおり計画します。

1 活動方針 (別紙2-2 P2)

少年補導センターは、青少年の健全な育成を期し、少年の補導活動を総合的に推進するための拠点です。補導活動、相談活動、環境浄化活動、広報啓発活動を積極的に展開し非行の未然防止に努めます。

また、関係団体、関係機関と連携しながら地域ぐるみの非行防止活動の推 進を図ることを基本方針として活動していきます。

- 2 各種の活動について
  - (1) 補導活動の充実について (別紙 2-2 P3)

「問題行動の早期発見・早期補導(愛のひと声)」として、毎日地道な補導活動を行っています。補導センターと少年補導委員で行う駅前の街頭補導は水曜日を除く週4日、午前、午後(薄暮)と実施しております。また、月に3回程度、夜間のパトロールも行っております。平成23年度の1375件をピークに平成27年度の198件まで減少を見せていたものが、平成28年度246件、平成29年度271件と一時的な増加がみられました。

以前に比べ、たむろする中高生の姿には減少傾向がみられ、平成30年度には239件と再び減少に転じましたが、令和元年度では5年ぶりに300件を超え、令和2年度327件であり、2年連続で300件台となっています。

青少年の非行傾向を早期に改善できるよう,街頭補導活動を継続していきます。

地域ごとの補導においては、各地区の補導委員の皆様が地区の実情に応じて補導活動を行っております。

年間を通しての特別補導として,各学校の行事に合わせた見守り,夏休みや冬休み等の長期休業に合わせた特別補導を実施していきます。問題事案が発生した際には,学校等へ迅速に通報し,早期解決を図っていきます。

(2) 相談活動の充実について (別紙 2-2 P4)

あたたかく,適切な指導,助言を心がけ,多様な相談方法を設けて取り 組んでいきます。

令和2年度は,令和元年度と比べて相談件数が減少したものがあります。 しかしながら,各種相談で把握された端緒から面談に移行するなど,各種 の相談方法を維持していつでも誰でも相談できる環境を整えておくことが 重要であると考えられます。今年度も多様な相談窓口を維持,継続してい きます。

(3) 関係団体・関係機関との連携強化について (別紙2-2 P5)

少年補導センターには,「柏市少年補導委員連絡協議会」「柏市学校警察連絡協議会」の事務局が設置されております。それ以外にも柏警察署を始め様々な行政機関,柏市少年補導センター運営協議会委員の方々が所属する団体と連携し,効果的な事業の推進を図っていきます。

(4) 研修の充実について (別紙 2-2 P6)

補導活動に深く関わる少年補導委員の研修については、柏市少年補導委員連絡協議会の事業計画にあわせて実施し、補導活動の再確認と情報の共有を図っていきます。

また、会計年度任用職員(非行防止アドバイザー、生徒指導アドバイザー、補導専門員等)の人事評価に併せた課題設定とその評価を実施し、職員の資質・対応力向上を図ることで、少年補導センター業務の能率的な運営を目指していきます。

(5) 環境浄化活動の推進について (別紙 2 - 2 P 6)

補導活動を行うと同時に、有害環境についての実態把握に努めてまいります。

市街地等においては商業施設等の理解を得ながら、たまり場等の健全化 を図っていきます。

さらに, 市域各地区で実施されている有害チラシ等の撤去活動に協力していきます。

(6) 広報啓発活動の推進について(別紙2-2 P7)

児童生徒, PTAや教職員, 地域住民の集会等での啓発活動については, 今年度も重点としていきます。

令和元年度は83回,令和2年度は53回の啓発講演や集会等を実施いたしました。対人関係のトラブルや非行行為の防止を重視した情報モラル教室や,薬物防止講演を中心に実施していきます。

また令和元年度は、月報「すこやかに」を少年補導センター公式ツイッターに投稿して、広報拡大を試みております。継続して発信し、必要とする方に情報が届くよう努めていきます。

(7) 情報収集及び資料の整理と活用について (別紙2-2 P8)

非行等の早期解決を図るため、補導活動、相談活動等を通じて得られた 情報を整理し、必要に応じて関係機関へ情報提供をしてしていきます。 また, 非行等の早期発見の手段のひとつとして, 今年度もサイバーパトロールを活用していきます。

個人情報の暴露や,他人の誹謗中傷,触法行為等の書き込みを発見した 場合は学校への通報を迅速に行い,トラブル等の未然防止,問題行動の早 期解決につなげていきます。